

## 合志市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年11月10日(金)午後1時30分から午後2時30分

2. 開催場所 合志市役所2階大会議室

3. 出席委員(14人)

会長	14番	福嶋	求仁子
会長職務代理者	1番	平山	和敬
委員	2番	清原	啓喜
"	3番	上野	育夫
"	4番	平野	昭代
"	6番	村上	幸記
"	7番	長野	昌治
"	8番	齋藤	典夫
"	9番	野田	隆一
"	10番	城	英夫
"	11番	青木	恵夫
"	12番	岡田	政広
"	13番	坂口	正子

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

(1) 議事録署名者

(2) 農家調査及び現地調査員

(3) 議案

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第3号議案 農地所有適格法人設立届出について

第4号議案 農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしについて

第5号議案 あっせん委員の指名について

第1号報告 非農地判断について

6. 農業委員会事務局職員

局長 坂上 範 行

次長 竹田 直 広

主幹 上村 恭 子

**事務局長** それでは、ただいまより令和5年11月の農業委員会総会を開催いたします。開会にあたり、福島会長からご挨拶をお願いいたします。

**会長（福島求仁子君）** 立冬になりましたけれども、まだまだ冬というより秋の終わりというような感じで、なかなか季節通りにですね気温の方が下がってくれないのが、やっぱり農家としてはちょっと心配だなと思っていますところ。今日は幸いにも久しぶりに良いお湿りになっておりますので、この後の農作物の作付けなどは本当に助かるなと思っていますところ。さて、この1ヶ月本当に早いんですけども、久しぶりにまた全員揃っての総会になりますので、最後までよろしくお願ひしたいと思います。それからこの1ヶ月の間に、中間管理機構の今理事をさせていただいているんですけども、その総会第2回目がございまして、その中で少し話題になったのがやはりTSMCの関係で、酪農家の方であるとか、農地が足りない、そういう話題が少し出ておまして、そういったことを解消するために県の方でどうしたらいいかっていうような検討も今行われているということで、その中の一つなんですけれども、熊本県の農林水産の政策経営局長であるとか、あるいは危険度農業経営者会の方たちとか、いろいろな農業の認定農業者の会であるとか、県内の大きな農業者団体の方ですね、東海大学とかとも話を詰めながら、一つの町だけではなくて、隣接する町と情報を共有を増やして、どういう農村というか、農地の管理状況を作っていくか、農業の団地化というか、そういったところも考えなくてはいけない状況になっているのではないかとということで、今その勉強会が開かれようとしているようです。私としてはですね、本当に今すぐに困っているようなところですので、できるだけ早くとの結論というか、話し合いを進めていただいて、出していただきたいし、また出たらすぐにですね、そういう情報を各市町村、特に北部の菊地、大津、菊陽、合志の方には流していただきたいというようなことをお話したところでした。何か町の方にいますとですね、なかなか情報が入らなくて、皆さん方もご相談を受けながら、なかなかそれに応えることができないって気をもんでる方もいらっしゃるかと思うんですけども、そういった思いをですね全体で共有しながらですね、情報を出し合っていければいいかなと思っていますし、あとまた今回の候補地の中でも、道路の説明会とかも入っておりましたので、18日だったでしょうか説明会等もありますので、そういうものにもご参加いただきまして、地権者だけではなくて農業委員会であるとか、土地改良区であるとかみんなで考える機会ができればいいかなと思っています。この後研修会で目標地図の素案作りの話を事務局のほうからしていただきたいと思っておりますし、3年間の農業委員会の期間なんですけれども半分を過ぎてまいりました。農業新聞等をご覧になられて合志市の動きが遅いのではないかと感じていらっしゃるのではないかと思いますので、そこら辺につきましても、説明を聞きながらお尋ねいただけたらと思います。どうぞ、最後まで皆さんで審議を行い、真摯に向き合っていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

**事務局長** それでは、本日の総会の成立についてご報告いたします。

本日は、農業委員14名全員の委員さんがお揃いでございます。よって、合志市農業委員会会議規則第6条の規定により、本日の総会が成立することをご報告い

たします。では、このあとの議事につきましては、会議規則により、会長より進行をお願いいたします。

-----

**議長（福嶋求仁子君）** それでは、会議前に注意事項を申し上げます。会議中の携帯電話につきましては、電源を切られるかマナーモードにされますようお願いいたします。また、会議中での委員の私語につきましては、慎んでいただきますよう併せてお願いいたします。特に何か質疑や質問があれば、挙手により発言をするようお願いいたします。

-----

**議長（福嶋求仁子君）** それでは、3.の議事に入ります。  
議事録署名者につきましては、1番 平山委員 13番 坂口委員を指名しますのでよろしくお願いいたします。

-----

**議長（福嶋求仁子君）** 農家調査及び現地調査員につきましては、農業委員 1番 平山委員 2番 清原委員 3番 上野委員 7番 長野委員 以上4名の委員さん方へ適宜意見をお伺いしますのでどうぞよろしくお願いいたします。

**○議長（福嶋求仁子君）** それでは、議案に入ります。第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転番号1につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

**○事務局** それではご説明申し上げます。議案書1ページをお開き下さい。所有権移転番号1、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりとなっています。申請の理由は家庭菜園のための売買でございます。続けて申請地の場所ですが、議案書『別紙』3ページの中央斜線部分が申請地です。国道387号線の西側に位置する農地です。4ページが申請地の現況写真です。次に5ページをご覧ください。保有されている農業機械の写真です。次に6ページをお開きください。まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると見込まれ該当しません。第2号の農地所有適格法人の要件についてですが、譲受人は個人であり該当しません。第3号の信託要件は信託ではないので該当しません。第4号の農作業、常時従事要件は、年間150日以上農作業を行うと見込まれ、該当しません。第6号の地域との調和要件は、申請地はこれまで田として利用してありましたが、許可後は野菜等を作付けし、畑として利用する予定であるため、周辺農地への支障はないものと考えられ該当しません。以上1号から6号まで該当する項目はないと思われま。事務局からは以上です。

**議長（福嶋求仁子君）** 事務局の説明に関連しまして、担当地区の 2番 清原委員に農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

**○2番（清原啓喜君）** それでは、農家及び現地調査につきましてご報告致します。10月31日の午前9時頃、私と清原推進委員と事務局で現地調査をいたしました。今回の申請理由は、家庭菜園のための所有権移転です。申請人の所有している農地が用地買収の対象地となったため、代替地が必要となり、今回の申請がありました。また、許可後は野菜を作付けする予定のため、周りの農地への影響も心配ないと思われれます。よろしくご審議をお願いいたします。

**議長（福嶋求仁子君）** ありがとうございます。ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

（異議なしの声あり）

**議長（福嶋求仁子君）** ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第1号議案、農地法第3条第1項の規定による、所有権移転番号1について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

**議長（福嶋求仁子君）** ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による、所有権移転番号1は原案のとおり可決されました。

**○議長（福嶋求仁子君）** 続きまして、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。所有権移転番号1につきまして事務局に説明を求めます。

**○事務局** それでは説明申し上げます。議案書の2ページをお願いいたします。

所有権移転番号1の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。転用目的は特定建築条件付売買予定地への転用で、売買による所有権移転です。議案書別紙の7ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が番号1の申請地で、カントリーパーク及び県道大津西合志線の南に位置する農地です。次の8ページが申請地の現況です。9ページが配置図です。申請者は主に不動産業を営む法人で、当該申請地を売買により取得し、建築条件付売買予定地11区画を整備する計画です。10ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の11ページにお示ししておりますとおり、「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内存在する農地」であることから、第1種農地となり、原則転用することは出来ませんが、例外規定の「住宅その他申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当するため許可可能です。括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行い

ましたが特に問題はありません。事務局からは以上でございます。

**議長（福嶋求仁子君）** 事務局の説明に関連しまして、担当地区の 3番 上野委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○**3番（上野育夫君）** それでは、現地調査につきまして報告します。令和5年10月31日の午前、私と山崎推進委員、農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。申請地の南東側が農地に接していますが、コンクリートブロックで土砂流出に留意するとのことでしたので、特段心配はないかと思えます。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

**議長（福嶋求仁子君）** ありがとうございます。ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

（異議なしの声あり）

**議長（福嶋求仁子君）** ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号1について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

**議長（福嶋求仁子君）** ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号1は原案のとおり可決されました。

○**議長（福嶋求仁子君）** 続きまして、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。所有権移転番号2につきまして事務局に説明を求めます。

○**事務局** それでは説明申し上げます。議案書の2ページをお願いいたします。

所有権移転番号2の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。転用目的は特定建築条件付売買予定地への転用で、売買による所有権移転です。議案書別紙の12ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が番号2の申請地で、みどり館及び県道大津植木線の北に位置する農地です。次の13ページが申請地の現況です。14ページが配置図です。申請者は主に不動産業を営む法人で、当該申請地を売買により取得し、建築条件付売買予定地2区画を整備する計画です。15ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の16ページにお示ししておりますとおり、申請地は東側の前面道路に水道管及び下水道管が埋設されており、おおむね500m以内に医療機関である宮川内科医院と公益的施設である栄保育園が存在しますことから、「水管、下水道管が埋設されている沿道で、概ね500m以内に2つ以上の公共施設等が存在する農地」に該当するため第3種農地となり許可可能です。括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行

政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました  
たが特に問題はありませぬ。事務局からは以上でございます。

**議長（福嶋求仁子君）** 事務局の説明に関連しまして、担当地区の 7番 長野委員  
に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○**7番（長野昌治君）** それでは、現地調査につきまして報告します。令和5年10月31  
日の午前、私と林推進委員、農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人  
より申請内容等をお聞きしました。申請地の西側は農地に接しておりますが、コ  
ンクリートブロックで土砂流出に留意するとのことでしたので、特段心配はない  
かと思ひます。皆様のご審議をよろしくお祈ひします。

**議長（福嶋求仁子君）** ありがとうございます。ただいま、事務局・委員さんか  
らの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑は  
ございませぬか？

（異議なしの声あり）

**議長（福嶋求仁子君）** ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行  
います。第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号  
2について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

**議長（福嶋求仁子君）** ありがとうございます。全員挙手でございます。よっ  
て、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号2  
は原案のとおり可決されました。

○**議長（福嶋求仁子君）** 続きまして、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による  
農地の転用につきまして上程いたします。所有権移転番号3につきまして事務局に  
説明を求めます。

○**事務局** それでは説明申し上げます。議案書の3ページをお願いいたします。

所有権移転番号3の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議  
案書に記載してあるとおりです。転用目的は個人住宅への転用で、贈与による所  
有権移転です。議案書別紙の17ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分  
が所有権移転番号3の申請地で、ルーロ合志及び御代志市民センターの東側に位置  
する農地です。次の18ページが申請地の現況です。次の19ページが配置図です。  
申請者は個人で、当該土地を贈与により取得し、個人住宅を建築する計画です。  
20ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の21ペー  
ジにお示ししておりますとおり、申請地は御代志市民センター内の支所から約300  
mしか離れていない農地でありますことから、農地区分は「概ね300m以内に役所  
等が存在する農地」に該当するため、第3種農地となり許可可能です。括弧2の一  
般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられてい  
る行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行い

ましたが特に問題はありません。事務局からは以上でございます。

**議長（福嶋求仁子君）** 事務局の説明に関連しまして、担当地区の 1番 平山委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○**1番（平山和敬君）** それでは、現地調査につきまして報告します。令和5年10月31日の午前、私と農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。申請地の北側に接している道路以外、周囲は農地に接しておりますが、コンクリートブロックで土砂流出に留意するとのことで、特段心配はないかと思えます。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

**議長（福嶋求仁子君）** ありがとうございます。ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

（異議なしの声あり）

**議長（福嶋求仁子君）** ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号3について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

**議長（福嶋求仁子君）** ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号3は原案のとおり可決されました。

○**議長（福嶋求仁子君）** 続きまして、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。貸借権設定番号1につきまして事務局に説明を求めます。

○**事務局** それでは説明申し上げます。議案書の3ページをお願いいたします。

使用貸借権設定番号1の借人、貸人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。転用目的は資材置場への転用で、使用貸借権設定です。

議案書別紙の22ページをお願いします。図面中央左側の太枠斜線部分が使用貸借権設定番号1の申請地で、三菱電機株式会社の北側で上生川の東側に位置する農地です。次の23ページが申請地の現況です。次の24ページが配置図です。申請者は主に土木建築業を営む法人で、所有者が高齢で耕作が困難であることから、使用貸借契約の期間管理することを条件に無償で当該土地を借受け、コンクリート二次製品や重機、山砂及び碎石等を置く資材置場を整備する計画です。25ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の26ページにお示ししておりますとおり、申請地は約1.5haの農地が連たんした区域内に存在することから、農地区分は「農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地となり許可可能です。括弧2の一

般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありませぬ。事務局からは以上でございます。

**議長（福嶋求仁子君）** 事務局の説明に関連しまして、担当地区の1番 平山委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（平山和敬君） それでは、現地調査につきまして報告します。令和5年10月31日の午前、私と農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。申請地の西及び南側は農地に接しておりますが、砂利敷きし雨水は浸透させ、土砂等が流出しないように努めるとのことでしたので、特段心配はないかと思ひます。皆様のご審議をよろしくお祈ひします。

**議長（福嶋求仁子君）** ありがとうございます。ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませぬか？

（異議なしの声あり）

**議長（福嶋求仁子君）** ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、貸借権設定番号1について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

**議長（福嶋求仁子君）** ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、貸借権設定番号1は原案のとおり可決されました。

○議長（福嶋求仁子君） 続きまして、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。貸借権設定番号2につきまして事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の3ページをお願いいたします。

使用貸借権設定番号1の借人、貸人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。転用目的は個人住宅への転用で、親族間の使用貸借権設定です。議案書別紙の27ページをお願いします。図面中央の赤枠点線部分が使用貸借権設定番号1の申請地で、西合志郵便局及び御代志区公民館の南西側に位置する農地です。

次の28ページが申請地の現況です。次の29ページが配置図です。申請者は個人で、当該申請地を使用貸借により祖父より借受け、個人住宅を建設する計画です。30ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の31ページにお示ししておりますとおり、申請地は約2.6haの農地が連たんした区域内に存在しますことから、農地区分は「農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地となり許可可能で

す。括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありませぬ。事務局からは以上でございます。

**議長（福嶋求仁子君）** 事務局の説明に関連しまして、担当地区の1番平山委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（平山和敬君） それでは、現地調査につきまして報告します。令和5年10月31日の午前、私と農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。申請地の西側は農地に接しておりますが、コンクリートブロックで土砂流出に留意するとのことで、特段心配はないかと思ひます。皆様のご審議をよろしくお祈ひします。

**議長（福嶋求仁子君）** ありがとうございます。ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませぬか？

（異議なしの声あり）

**議長（福嶋求仁子君）** ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、貸借権設定番号2について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

**議長（福嶋求仁子君）** ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、貸借権設定番号2は原案のとおり可決されました。

○議長（福嶋求仁子君） 続きまして、第3号議案 農地所有適格法人設立届出につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明申し上げます。議案書の4ページをお願いいたします。第3号議案の農地所有適格法人設立届出につきましてご説明いたします。議案書別紙の32ページをお願いいたします。農地所有適格法人とは、農業経営を行うために、農地の権利を取得することができる法人でございます。農地法に規定されているご覧の表の4つの要件全てを備えた法人のみが、農地所有適格法人ということになります。いずれか1つでも要件を欠いているならばその法人は農地所有適格法人ではないということになり、一般法人として農地を借りることはできません。今回、合志市で新しく農地所有適格法人として農地を取得したい旨申出がございまして、その対象農地としましては、議案書の方に戻っていただきまして、議案書の12ページの所有権移転番号3の案件です。この後の第4号議案で農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしについてご審議いただきます前に、当該法人が農地所有適格法人の要件を満たしているのかご

審議いただく必要がありますので、その前の議案として上程したところでございます。議案書別紙の33ページをご覧ください。当該法人は菊池市に本社を置いている法人でございます。当該法人につきましては、主に栗や野菜の生産及び販売を行う法人で、議案書別紙の32ページに記載しておりますとおり各要件を満たしているものと判断しております。その判断した根拠資料としましては次の33ページから44ページまでの部分になります。以上でございます。

**議長（福嶋求仁子君）** ありがとうございます。ただいま、事務局からの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございますか？

（異議なしの声あり）

**議長（福嶋求仁子君）** ご質問・ご意見等が無いようでございますので採決を行います。第3号議案、農地所有適格法人設立届出について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

**議長（福嶋求仁子君）** ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第3号議案、農地所有適格法人設立届出は原案のとおり可決されました

**○議長（福嶋求仁子君）** 続きまして、第4号議案 農業経営基盤強化促進事業における掘り起しにつきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

**○事務局** それでは、議案書5ページをお開きください。第4号議案 農業経営基盤強化促進法第19条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定の決定についてご説明申し上げます。次の6ページは農用地利用集積計画の総括表です。左側が今回の11月総会分、右側が令和5年1月、第1回からの利用権設定面積の累計数になります。次の7ページは利用権設定等状況一覧表・所有権移転関係の説明です。次に8ページをご覧ください。今回の利用権設定等状況一覧表です。利用権設定総合計の面積は63,780㎡です。次の9ページをごらんください。今月の利用権設定申出書・計画書の件数は12件です。1番から6番までが再設定です。7番から12番が新規です。貸人・借人、経営面積、利用権を設定する農地につきましては議案書に記載のとおりです。個別の内容につきましては、利用権の種類、利用内容、期間、10a当りの賃借料の順に説明いたします。

番号	1、賃借権、米・麦	5年	15,000円
番号	2、賃借権、水稻	5年	18,000円
番号	3、賃借権、飼料作物	3年	15,000円
番号	4、賃借権、飼料作物	3年	15,000円
番号	5、賃借権、芝	3年	19,000円
番号	6、使用貸借権、米	5年	0円
番号	7、貸借権、飼料作物	10年	13,000円
番号	8、貸借権、w c s ・イタリアン	5年	20,000円（3筆）
番号	9、貸借権、タバコ	5年	15,000円（2筆）

番号 10、貸借権、w c s	5年	10,000円
番号 11、貸借権、飼料作物	3年	15,000円(2筆)
番号 12、使用貸借権、飼料作物	10年	0円(4筆)

次は中間管理機構を通じた貸し借り、一括方式について説明いたします。議案書11ページをご覧ください。貸人、農地の情報、転貸人、借人、利用権の内容については議案書記載のとおりです。次に利用券設定(中間管理機構)再配分の番号1番の内容を説明いたします。番号1は賃借権です。利用内容は水田です。利用期間は5年、10a当りの賃借料は、18,000円です。利用権設定(中間管理機構)一括方式の番号1番をご覧ください。内容について説明いたします。番号1番は賃借権です。利用内容は普通畑です。利用期間は10年、10a当りの賃借料は、5,000円です。次の12ページをご覧ください。所有権移転です。3件あります。次の14ページをご覧ください。所有権移転です。1件あります。以上第4号議案は農業経営基盤強化促進法第19条第4項の各要件を満たしていると考えられます。最後に農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知書の集計を報告致します。今回の合意解約件数は 4件 13,082㎡でございます。内契約予定件数が 4件 13,082㎡でございます。今回の4件すべて、次の契約が予定されております。これで第4号議案の説明を終わります。

**議長(福嶋求仁子君)** ただいま、事務局からの説明が終わりました。委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか?

(「ありません」の声あり)

**○議長(福嶋求仁子君)** ご意見・ご質問等無いようでございますので採決を行います。第4号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起しにつきまして、承認することに異議が無い方の挙手をお願いします。

**議長(福嶋求仁子君)** ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第4号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起しにつきましては、原案のとおり可決されました。

**○議長(福嶋求仁子君)** 続きまして、第5号議案、農地のあっせん委員の指名につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

**○事務局** それでは説明申し上げます。議案書13ページをお開きください。賃借希望が1件っております。申出者の住所、氏名、申出内容、土地の表示、地目、面積につきましては議案書のとおりとなっております。続けて申請地の場所ですが、14ページになります。太枠車線部分の2筆が申し出地で、塩浸川浄化センターの南側、国道387号線沿いに位置する農地です。あっせんの理由としましては所有者が恒例となり、農作業が難しくなったため、耕作者を探してほしいとのことです。あっせん委員についてですが申出地区の担当委員であります清原農業委員、鈴木推進委員をお願いします。委員さんには、お手数をおかけいたしますが、契約に結びつくよう、ご協力をお願いいたします。事務局からの説明は以上でございます。

ます。

**議長（福嶋求仁子君）** ただいま、事務局からの説明が終わりましたが、何かご質疑はございませんか？

（異議なしの声あり）

**議長（福嶋求仁子君）** ご質問・意見等無いようでございますので採決を行います。第5号議案、農地のあっせん委員の指名につきまして、承認することに異議が無い方の挙手をお願いします。

**議長（福嶋求仁子君）** ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第5号議案、農地のあっせん委員の指名につきましては、原案のとおり可決されました。あっせん委員さんに置かれましては大変ご苦勞でございますがよろしく願いいたします。

**議長（福嶋求仁子君）** 続きまして、第1号報告、非農地判断につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

**○事務局** それではご説明申し上げます。議案書の15ページをお願いいたします。農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断しました農地につきまして報告いたします。議案書の16ページをご覧ください。今回非農地と判断しましたのは一覧表のとおりです。17ページ、18ページが位置図です。東京エレクトロンの北西側になります。19ページが現地写真です。9/30に岡田農業委員、吉岡推進委員と事務局で現地を確認したうえで非農地の判断を行いました。なお、非農地判断となりました農地の地権者の方には地目の変更を法務局で行っていただくよう通知しています。事務局からの説明は以上でございます。

**議長（福嶋求仁子君）** ありがとうございます。ただいま、事務局から第1号報告、非農地判断につきまして説明が終わりました。委員さん方から何か質疑等はありませんか。

（「ありません」の声あり）

**議長（福嶋求仁子君）** ご意見・ご質問等も無いようでございますので、第1号報告、非農地判断につきましては、以上で報告を終わります。

**議長（福嶋求仁子君）** 以上で議案の方は終わりました。事務局へお返しします。

#### 4. 閉 会

**○事務局長** それでは、長時間にわたります慎重審議有難うございました。以上を持

ちまして、「令和5年11月の合志市農業委員会総会」を閉会致します。  
皆さん大変お疲れ様でございました。

- - - - -

閉 会 午後2時30分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年11月10日

合志市農業委員会会長

農 業 委 員

農 業 委 員